

## 議第235号

京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年11月22日提出

京都市長 門川大作

京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号を次のように改める。

- (1) 市長、副市長及び常勤の監査委員（以下「市長等」という。） 100分の167.5以内
- (2) 教育長及び公営企業の管理者（以下「教育長等」という。） 100分の222.5以内

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月の支給に係る期末手当から適用する。

(期末手当の額の特例)

- 3 平成30年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の条例第5条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の167.5」とあるのは「100分の177.5」と、同項第2号中「100分の222.5」とあるのは「100分の232.5」とする。

(期末手当の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の京都市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職の期末手当の支給割合を改定する必要があるので提案する。